

和歌山工業高等専門学校学生会会則

制 定 昭 和 4 0 年 2 月 1 日

最 近 改 正 平 成 3 1 年 3 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、和歌山工業高等専門学校学生会（以下「本会」という。）と称する。

第 2 条 本会は、学生の自治によって運営され、学生の自発的な活動を通してその人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を実現するために、次の目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風を作る。
- (2) 健全な趣味と豊かな教養とを養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身を錬磨し、余暇を活用する。
- (4) 学園生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに親和協力の精神を養う。
- (5) 学園生活において自治的能力を養い、もって民主的社会人としての資質を向上させる。

第 4 条 本会は、和歌山工業高等専門学校学生の全員をもって構成され、学生は、入会と同時に本会の構成員となるものとする。

第 5 条 規約の制定、規約の変更、毎年度の事業計画、収支予算等すべての議決事項については、学校の承認を受け、また、事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第 2 章 権 利 と 義 務

第 6 条 本会会員は、次に掲げる権利及び義務を有する。

- (1) 本会の機関に参加するための選挙権、被選挙権
- (2) 本会の催す諸行事に参加する権利及び義務
- (3) 本会の決定事項を守り、協力する義務
- (4) 会費を納入する義務

第 7 条 本会の活動を行うに当たっては、法令、学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反することなく、また、学園の秩序を乱すようなことがあってはならない。

第 3 章 機 関

第 8 条 本会に次の機関を置く。（学生会機関図参照）

- (1) 学生総会
- (2) 代議員会
 - ① クラス代議員会
 - ② クラブ代議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 監査委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 体育系
- (7) 文化系
- (8) 報道系

第 9 条 各機関の委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第 1 節 学 生 総 会

第 1 0 条 学生総会は、本会の最高議決機関である。

第 1 1 条 定期学生総会は、原則として年2回（5月及び1月）開催する。

第 1 2 条 臨時学生総会は、次の場合に開催しなければならない。

- (1) 全学生の3分の1以上の要請があった場合
- (2) 全代議員の2分の1以上の要請があった場合
- (3) 執行委員会が必要と認めた場合

第 1 3 条 学生総会は、学生会会長がこれを招集する。

第 1 4 条 学生総会は、全学生の3分の2以上の参加をもって成立し、委任状は、一切認められない。

第 1 5 条 学生総会には、議長団及び書記団を置き、議長団は、代議員会の議長及び副議長がこれに当たり、書記団は、学生会書記がその任に当たる。

第 1 6 条 学生総会の決議は、多数決による。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第 1 7 条 学生総会の期日及び議案は開催日の7日前までに、学生会会長がこれを公示しなければならない。ただし、臨時学生総会の場合は、この限りでない。

第 1 8 条 学生総会が流会となった場合は、総会前の代議員会の決議が効力を発する。ただし、次の場合には必ず学生総会の承認を必要とする。

- (1) 予算の承認及び決算報告
- (2) 規約の改廃
- (3) 新役員承認

第 1 9 条 前条第1項第1号については、事前に、監査委員会の承認を受けなくてはならない。

第 2 0 条 議長は、総会最後に議決事項を確認し、学生会会長及び参加学生に報告する義務を負う。

第2節 代議員会

第21条 代議員会は、学生総会に次ぐ決議機関であり、第18条ただし書に規定する事項を除き、すべてこの機関で決議することができる。

第22条 代議員会は、各クラス2名の代議員及び各部2名の代議員をもって構成する。

第23条 代議員会に、クラス代議員会及びクラブ代議員会を置く。クラス代議員会は、各クラス2名の代議員をもって構成し、クラブ代議員会は、主将を含む各部2名の代議員をもって構成する。

第24条 臨時代議員会は、次の場合に開催する。

- (1) 全代議員の3分の1以上が必要と認めた場合
- (2) 会長が必要と認めた場合
- (3) 代議員会議が必要と認めた場合

第25条 代議員会には、議長1名、副議長2名及び書記3名を置く。議長及び副議長は、代議員相互の互選によって選出し、書記は、執行委員会の書記がこれに当たる。

第26条 代議員会議長は、定期代議員会及び臨時代議員会を招集し、開催する義務を負う。

第27条 代議員会は、全代議員の3分の2以上の出席をもって成立し、委任状は、一切認めない。

第28条 代議員会の議決は、多数決による。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第29条 代議員会の期日及び議案は開催日の7日前に公示し、議長は、全代議員に通知しなければならない。ただし、臨時代議員会の場合は、この限りでない。

第30条 代議員会が流会になった場合は、議長は、10日以内に再度これを招集しなければならない。

第31条 全代議員は、代議員会に必ず出席し、議決事項を後日各クラス又は部に報告する義務を負う。議長は、議決事項を学生会会長に報告するものとする。

第3節 執行委員会

第32条 執行委員会は、本会の最高執行機関であり学生会のすべての運営に当たる。

第33条 執行委員会は、次の役員で構成する。

- (1) 本会会長 1名
- (2) 同副会長 2名
- (3) 同書記 3名
- (4) 同会計 3名

第34条 本会会長は、学生会の会務を総括し、本会を代表する。また、執行委員長をも兼ねる。

第35条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合は、これを代行する。

第36条 書記は次の事項を行う。

- (1) 学生総会、代議員会、執行委員会の記録の作成保管
- (2) 本会会員及び役員の名簿の作成保管
- (3) 本会各機関及び学生への連絡

第37条 会計は次の事項を行う。

- (1) 本会の会計台帳の記録と保管
- (2) 本会会計の出納事務

第38条 本会会長、同副会長、書記及び会計は、全学生中から投票により選出する。

第4節 監査委員会

第39条 監査委員会は、本会のすべての会計経理の状態を監査するほか、この会の全機関の活動及び運営の状態を巡察する機能を有し、その結果を本会に報告しなければならない。

第40条 監査委員会は、次によって構成する。

- (1) 監査委員長 1名
- (2) 監査委員 3名

第41条 監査委員は、本会の役員及び個別機関の役員を兼任することはできない。

第42条 監査委員会は、監査上又は査察上必要と認める場合は、いずれの機関に対しても監査委員会の指示する書類を指示期限内に提出させることができる。

第43条 監査委員会は、必要に応じて、監査委員長がこれを招集する。

第44条 監査委員は、学生の中から選出し、委員長は、委員の互選により決定する。

第5節 選挙管理委員会

第45条 選挙管理委員会は、第33条に規定する執行委員会役員及び第40条に規定する監査委員選出のための選挙管理を行う。

第46条 選挙管理委員会は、次の人員で構成する。

- (1) 選挙管理委員長 1名
- (2) 選挙管理委員 各クラス1名

第47条 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統括し、選挙管理委員会を代表する。

第48条 選挙管理委員は、各クラスから1名選出し、委員長は、選挙管理委員の互選によって決定する。

第49条 選挙管理委員会は、第45条に規定する選挙を行うに当たっては、別に定める選挙細則によるものとする。

第6節 各系（体育系、文化系及び報道系）

第50条 本会の目的達成のために部活動を行う。

第51条 部はこれを分けて体育系、文化系及び報道系とする。

第52条 各部に部長及び顧問を置く。

第53条 部には、主将1名を置く。その決定は、部員の互選による。

第54条 主将は部員より選出される各部の代表者とする。

第55条 主将は、その部を代表して代議員会に出席し、議決事項を部に報告するものとする。

第56条 主将は、部長や顧問と密接な連絡の下にその部の運営に当たる。

第57条 部の新設改廃等は、クラブ代議員会の承認を得るものとする。

第4章 会計、予算、決算事業計画

第58条 本会の予算案及び事業計画は、執行委員会がこれを作成して代議員会に提出し、代議員会の議を経て学生総会の承認を得なければならない。

第59条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第60条 本会の会費は、年額7800円とし、4月及び10月に分納するものとする。

第61条 本会に入会するときは、前条に定めた会費のほか、入会金500円を4月に納入しなければならない。

第62条 いったん納入した会費及び入会金は、原則として返還しない。ただし、休学者は、その期間中、月割りで会費の納入を免除される。復学者の会費納入についても月割計算とする。

第63条 本会の会計は、翌年5月総会において、決算報告をしなければならない。

第64条 本会の会計は、代議員会が要求したときは、中間報告をしなければならない。

第5章 雑則

第65条 本会則の改正は、総会での審議において出席学生の過半数の賛成により、改正することができる。

第66条 本会則に付随する細則の制定及び改正は、代議員会の議決による。

附則

1 本会則は、昭和40年2月1日から実施する。

2 第51条の報道系の活動については、特に全校的見地から学校の指導を受けるものとする。

附則

本会則は、昭和41年4月1日から実施する。

附則

本会則は、昭和52年7月14日から実施する。

附則

本会則は、昭和54年7月5日から実施する。

附則

本会則は、昭和58年5月26日から実施する。

附則

本会則は、平成16年4月1日から実施する。

附則

本会則は、平成31年3月1日から実施する。